

○国立大学法人金沢大学公益通報者保護規程

平成19年4月1日

規程第829号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)における公益通報者の保護等を定めるとともに、社会的信頼の維持及び業務に係る公正性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、公益通報とは、本学の職員及び派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者(以下「職員等」という。)が本学又は本学の役員及び職員等に法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を、不正の目的でなく、通報することをいう。

(公益通報者の保護)

第3条 学長は、公益通報を行った職員等(以下「公益通報者」という。)並びに相談及び調査への協力を行った者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。また、役員及び職員等は、公益通報者並びに相談及び調査への協力を行った者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。

(通報)

第4条 職員等は、公益通報を行う場合、次条に定める窓口を積極的に活用することで、業務の公正な運営に努めるものとする。

(窓口)

第5条 本学の公益通報の受付及び相談に関する窓口は、総合相談室とする。

2 前項に加えて、学外の窓口を第7条第2項第3号に規定する弁護士とする。

(公益通報及び相談の方法)

第6条 公益通報及び相談の方法は、電子メール又は封書(親展と記載)で行うものとする。

2 公益通報は、原則として実名で行うものとする。

(公益通報の調査)

第7条 本学に公益通報調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長の指名する理事 2人
 - (2) 教育研究評議会で選出された評議員 3人
 - (3) 学長の指名する本学の顧問弁護士 1人
 - (4) その他学長が必要と認める者 若干人
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
 - 5 委員会は、総合相談室及び弁護士が公益通報として受付した事案について、必要に応じて関係部局と連携・協力しながら調査を実施し、事実の確認を行うものとする。(ハラスメント関係の事案は除く。)ただし、委員会の委員が関係する公益通報事案の調査には、当該委員は関与させないものとする。
 - 6 委員長は、必要に応じて関係部局に調査委員会の設置を求め、調査を依頼することができる。
 - 7 委員長は、調査の内容について、学長に報告するものとする。

(協力義務)

第8条 役員及び職員等は、調査に際して協力を求められた場合は協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 調査の結果、役員及び職員等の不正行為が明らかになった場合は、学長は速やかに是正措置を講ずるものとする。

(通知)

第10条 委員会は、公益通報者に対し、公益通報された者の信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、調査結果及び是正措置について通知するものとする。

(不正行為及び是正措置等の公表)

第11条 大学の社会的責任の明示及び役員及び職員等へ啓発を図るため、社会的に重大な影響を及ぼすような不正行為については、当該不正行為の事実及びその是正措置並びに再発防止措置を公表するものとする。

(秘密保持)

第12条 公益通報に関する業務に携わる者は、業務で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

2 調査に協力した役員及び職員等は、調査の内容について他に漏らしてはならない。

(不正の目的)

第13条 職員等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。そのような通報を行った職員等には、就業規則等に従って処分を科すことがある。

(疑義事案に関する調査等)

第14条 その他法令違反行為の疑いがある事案については、第7条、第8条、第9条、第11条及び第12条の規定を準用する。

(事務)

第15条 委員会に関する事務は、総合相談室が行うものとする。

(雑則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降の公益通報から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。